


所管部課	福祉部障害福祉課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市重度身体障害者等緊急通報システム事業運営要綱の一部を 改正する訓令について		区分		
関係事項	条例 規則				
	部課 機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の一部改正により、関連する自動通報等の承認に関する規程（平成2年9月東京消防庁告示第11号）が一部改正されたことに伴い、当該要綱において引用する文言について変更が生じたことから、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急通報」を「救急直接通報」に改める。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東京都の条例等の改正趣旨に則した適正な事務の執行を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。